

ラエリアン・ムーブメント 会員規約

第1条（会員規約）

この会員規約（以下「本規約」といいます）は、国際ラエリアン・ムーブメント及び日本ラエリアン・ムーブメント（以下「当会」と）と、国際ラエリアン・ムーブメント及び日本ラエリアン・ムーブメントの会員（以下「会員」と）との関係に適用します。入会申込書を受理・承認した時点で、入会申込者が本規約を承認されたものと致します。

第2条（会員規約の適用）

当会は、会員との間に本規約を定め、これにより当会の運営を行います。また、当会が随時発表する諸規定も、本規約の一部を構成します。

第3条（用語の定義）

1. 規約において使われる語句について次の各項に定義します。
2. 会費とは、国際ラエリアン・ムーブメントの国際会員の会費及び日本ラエリアン・ムーブメントの国内会員の会費のことです。
3. 会員とは、当会の目的及び趣旨等に賛同し、別に定められた会費を支払い、国際ラエリアン・ムーブメント及び日本ラエリアン・ムーブメントに入会を認められた国際会員及び国内会員のことで、国際会員には賛助国際会員も含まれます。

第4条（会費、書類等の効力の発効）

1. 会費、書類等の提出先は全て当会の事務所とします。当会が受理・承認した時点で効力を発効するものとします。

第5条（入会申込及び入会の成立）

1. 入会申し込みの際は、当会が別に定める会費を支払い、入会申込書に必要事項を記入し当会に提出します。
2. 入会は会費の支払い及び入会申込書の提出を当会が確認し、当会が入会を承認したときに成立します。

第6条（入会申込の拒絶）

1. 当会は、入会申込者が次の各号に該当する場合は、入会を認めない場合があります。
 - (1) 入会申込書に偽名等の虚偽の事項を記載した場合。
 - (2) 入会申込者が本規約に反するおそれのある場合。
 - (3) その他、前各号に順ずる場合で、当会が入会を適当でないと判断した場合。

第7条（会員の氏名及び名称等の変更）

1. 会員は、その氏名、連絡先（住所・電話番号・メールアドレス）等に変更があった場合は、速やかに書面またはメールにてその旨を当会に通知する必要があります。
2. 当会が前項の通知を受け取り、当会が了承した段階で、変更がなされたと致します。
3. 第1項の通知の未達によって、当会からの会員への通知、書類等が遅延または不達になったとしても、当会はその責を負わないものとします。

第8条（会員資格の継続）

1. 会員資格有効期間は1年で8月6日から8月5日までとし、毎年更新の必要があります。会員有効期間が満了する場合には、当会の用いる方法により、継続のための案内を会員に通知します。
2. 会員資格は、会費申請用紙の提出及び当会の定める方法による会費の払込みが当会に確認されることをもって継続されるものとします。

3. すでに払い込まれた会費等の返還は受けられません。
4. 第7条にあるように、当会からの会員への通知、書類等が遅延または不達になったとしても、当会はその責を負わないものとします。

第9条（情報漏洩の禁止）

会員であるなしに関わらず、当会で知り得た個人情報及び特定個人情報等の開示、漏洩もしくは当会の許可のない使用を禁じます。

第10条（会員資格の解除）

1. 会員は当会に対し、書面またはメールで通知することにより、会員の資格を解除することができます。解除の効力は、当会に到着した日時以降の当該会員が指定する日時に生じるものとします。
2. 前項の規定により、会員資格が解除された場合、すでに支払済みの会費等の返還を受けることはできません。

第11条（会員資格の失効・除名）

1. 当会は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会員に対し事前に通知及び催告することなく、当該会員の資格を失効または除名することがあります。この場合においても、当会は当該会員に対し、支払済みの会費等の金員を返還しないこととし、当会に対し債務があった場合は速やかに清算することとします。
 - (1) 会費の滞納のお知らせの発送後3ヶ月間未更新のとき。
 - (2) 会費が2年間未納のとき。
 - (3) 会員の更新の意思の確認ができないとき。
 - (4) 内外の諸法令または公序良俗に反する行為を行ったとき。
 - (5) 当会、他の会員または第三者の商標権、著作権、財産、プライバシーを侵害した場合。
 - (6) 当会、他の会員または第三者を誹謗中傷する情報を流したとき。
 - (7) 入会申込書に虚偽の事項を記載したことが判明したとき。
 - (8) 当会の名誉と信用を失墜させる行為があったとき。
 - (9) この会員規約に違反した場合。
 - (10) その他、当会が会員として不適当と判断した場合。

第12条（会員の資格継承）

1. 会員が退会（会員資格の解除）または失効・除名した場合は、当該会員の会員資格は失われます。

第13条（返金・返品）

1. 当会の会費、当会及び当会の会員への寄付等の返金または返品は、その理由の如何に関わらず一切いたしません。

第14条（損害賠償及び管轄裁判所）

1. 会員が、本規約及び本規約に基づく諸規則に反し、またはそれに類する行為によって当会が損害を受けた場合、当該会員は、当会が受けた損害を当会に賠償することとします。
2. 当会と会員との間で問題が生じ解決しない場合、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とします。
3. 会員資格が失効・除名・解除された場合も、第1項、第2項の規定は継続されます。

第15条（会員規約の変更）

1. 当会は、円滑な運営のために必要と判断される場合、本規約を変更することがあります。尚、変更後の本規約は、当会の定める方法により会員に通知し、その時点を以て効力を発効するものとします。

個人情報の取り扱いについて

「会員規約」と同様に、申込書を受理・承認した時点で、「個人情報の取り扱いについて」を承認されたものとさせていただきます。

1. （運用に関して）当会は、お申込み・お問合せに際し提出頂いた個人情報を以下の事項を遵守し、個人情報保護法の規定に則り、適切に管理・運用いたします。
2. （利用目的）お預かりした個人情報は、当会からの各種ご連絡及び各種セミナー等の運用に利用させていただきます。
3. （個人情報の第三者への提供）当会はお預かりした個人情報を、個人情報本人（以下「本人」）の同意を得た場合を除き、第三者に開示・提供することは致しません。ただし、次の場合はご本人の同意が得られない場合でも、関係法令に反しない限り第三者に開示・提供できるものとします。
 - (1) 法令等に基づく場合
 - (2) 本人への各種ご連絡の提供あるいは本人の利益のために必要であると当会が合理的に判断した場合
 - (3) 2利用目的に定めた利用のために外部業者に業務委託をする場合
4. （個人情報の保護について）当会は個人情報の取扱い者に対し、個人情報の漏洩・紛失・破壊・不正使用がないよう個人情報の重要性を周知させるとともに、安全管理に努めます。
5. （個人情報の変更について）個人情報の追加、削除、利用停止、消去を希望される場合には、当会にご連絡ください。申請にあたり、当会指定の申請書をお願いする事があります。
6. （個人情報の開示の請求）個人情報の開示を希望される場合は、本人確認のための書類と共に、手数料を頂いております。1回・1名の請求ごとに550円の郵便切手を送付ください。なお請求書類を当会へお送りいただく際の送料は請求者様にてご負担ください。また当会指定の申請書をお願いする事があります。
7. （使用に関する承認）当会が開催するイベント等で写真・動画等の撮影を行い、これらをイベント・ネット等で使用する場合がございます。個人情報が特定されないよう配慮いたしますが、予め了承願います。